

11472P-00

15年連続

売上
No. **1***

2025
年度版

TAC行政書士講座
滝澤ななみ編集協力

行政書士の 教科書

みんなが欲しかった!

便利な
インデックス
シール

見やすい
フルカラー!

別冊六法
で条文も
チェック!

初学者も独学者もどんどん理解できる!
使いやすくて分かりやすい教科書

全体像がつかめる
スタートアップ講座!



持ち運びラクラク

5分冊に分解できる!

はじめに

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る1冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになりがちです。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目の理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
- ② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
- ③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2025年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとなりました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にとられることを心よりお祈りいたします。

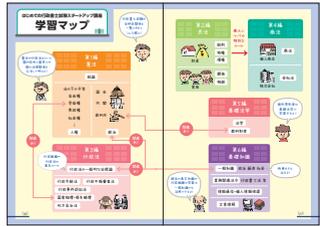
2024年11月

TAC行政書士講座

本書の特長と効果的な学習法

1 スタートアップ講座 行政書士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう！

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶざっくりとした学習内容と重要項目30を知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。



2 学習ガイダンス これから学ぶ科目の概要を知ろう！

各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

各編の概要を知ろう

●全体像

科目の全体像を示す重要な骨格を图示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

●各CHAPTER、SECTIONの概要

CHAPTER、SECTIONごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。

各編の試験傾向を知ろう

科目	憲法	行政法	民法
1 憲法	5	5	5
2 行政法	5	5	5
3 民法	5	5	5

科目	憲法	行政法	民法
1 憲法	5	5	5
2 行政法	5	5	5
3 民法	5	5	5

●傾向と対策

5肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

●SECTIONごとの出題履歴

過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

- 択 = 5肢択一式
- 多 = 多肢選択式
- 記 = 記述式

※択2 = 5肢択一式で2問出題

3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

本文

1 法律上の争訟

1 法律上の争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務関係に関する争いであって、②法令を適用することによる解決ができるものをいいます。「貸したお金を返せ」「この土地は私のものだ」などで争いごとになる場合が法律上の争訟にあたり、裁判で解決することができます。

11 司法審査の可否

裁判所は争いごとに対して法律判断を下すのが本来の役割です。法律上の争訟にあたりない場合は審査できません。例えば、信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する争いには審査できません(教壇事件：裁判例56.4.7)。

司法審査の可否について、法律上の争訟に該当するかを合わせて見てみましょう。

司法審査の可否

法律上の争訟	該当しない	審査しない
司法権の限界	あたる	審査しない
審査する	該当する	審査する

側注

11 司法権の限界

法律上の争訟にあたっていても、裁判所の審査の対象とならない場合もあります¹⁾。例えば、法律上の争訟にあたりながらも高度に政治性のある国家行為であることを理由に審査の対象とされないことがあります。

(司法権の限界)(99%)

自律権	国会で憲法な手続によって公布された法律について、裁判所は、両院の自主性を尊重して、制定の議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきではない(警察法改正事件：裁判例37.7)
統治行為	衆議院の解散のような憲法附随統治の基本的な行為に属する高度に政治性のある憲法行為については、裁判所による法的な判断が可能であっても司法審査の対象から除外される(憲法事件：最大判例35.6.8)
部分社会の法理	大学などの部分社会では、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除かれる ²⁾
裁量	行政や立法の裁量に任されている行為については、 裁量権の逸脱または濫用の場合を除いて 、司法審査の対象とはならない(朝日訴訟：最大判例42.5.24、熊本訴訟：最大判例57.7)

司法権の限界では、地方議会の議員に対する出席停止処分が司法審査の対象となることを示した**市議会議員出席停止事件**が重要な判例です。

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

- ★★★★ 重要度 高
- ★★★ 重要度 中
- ★ 重要度 低



本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果を出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

第1編
憲法

CHAPTER 2 人権

SECTION 1 人権享有主体

第1編 憲法
CH 2 人権
SEC 1 人権享有主体

このSECTIONで学習すること

<p>1 外国人の人権</p> <p>外国人は日本国民じゃないけど、外国人にも日本国憲法の人権保障はあるの？</p>	<p>2 法人の人権</p> <p>株式会社などの法人は人間じゃないけど、法人にも日本国憲法の人権保障はあるの？</p>
<p>3 公務員の人権</p> <p>職務の公共性や中立性という理由から権利が制約されることもある</p>	<p>4 在監者の人権</p> <p>刑事施設の中にいるという理由から権利が制約されることもある</p>

1 憲法とは

憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布¹⁾、1947年5月3日施行²⁾という名前がつけられています。

憲法とはどのようなルールであるかについて見てみましょう。

国家

① 権力 ② 人間 ③ 権力 ④ 権力

国家を統治するには**権力**が必要

みんなが暮らししていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓しかし

権力者は権力を**濫用**しがちで、歯止めをかける必要があるから、**憲法**を作って**国家権力の濫用**から国民を守ることにした

↓結果

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、**国家権力を制限するルール(制限規範)**といえる

問題集で確認! ▶▶ 002

『行政書士の問題集(別売り)』で対応している問題番号の一覧が記載されています(問題集に対応する問題が収録されていない場合は問題番号の掲載はありません)。

フルカラーのイラストや図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

1 憲法とは

憲法の定義自体が国によって異なってしまうことはありませんが、これから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を把握しましょう。

憲法という文章の形式をとっているかどうかで憲法を定義することは「形式的憲法の憲法」と呼ばれます。イギリスのように憲法はあっても成文の憲法は持っていない国もあります。

憲法とはどのようなルールであるかについて見てみましょう。

憲法という文章の形式をとっているかどうかではなく、内容が憲法といえるかどうかで憲法を定義することは「実質的意味の憲法」と呼ばれます。その中でも、憲法が制定して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

● 側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めてください。

1 法律上の争訟

1 法律上の争訟

法律上の争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いであって、②法令を適用することで終局的な解決ができるものをいいます。「貸したお金を返せ」「この土地は私のものだ」など争いごとになっている場合が法律上の争訟に当たり、裁判で解決することができます※1。

司法審査の可否

裁判所は争いごとに対して法律判断を下すのが仕事です。法律上の争訟にあつた場合審査できません。例えば、自衛隊の編制または常備隊の増減に関する判断がこれにあたります(概まんごん「争訟」裁判例56.47)。

司法審査の可否について、法律上の争訟に該当するか否かをあわせて見てみましょう。



ポイント

争訟とは争いごとをいいます。争いごとには争訟と争訟以外の争いがあります。争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いであって、②法令を適用することで終局的な解決ができるものをいいます。

争訟以外の争いとは、争訟とは争いごとをいいます。争いごとには争訟と争訟以外の争いがあります。争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いであって、②法令を適用することで終局的な解決ができるものをいいます。

司法権の限界

法律上の争訟にあつたとしても、裁判所の審査の対象とならない場合もあります※1。例えば、法律上の争訟にあつたとしても高度に政治性のある国家行為であることを理由に審査の対象とされないことがあります。

(司法権の限界 98例)

自 律 権	国会で議決な手続によって公布された法律について、裁判所は、両院の自律性を尊重して、国会の審議手続に関する事項を審査してその有効無効を判断すべきではない(裁判例52.103事件、最大判例37.37)		
統 治 行 為	衆議院の解散のような直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為については、裁判所による法的な判断が可能であっても司法審査の対象から除外される(清水事件、最大判例35.63)		
部分社会の法理	大学などの部分社会では、一般市民法秩序との関係が有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除外される。	審査しない	審査する
裁 量	行政や立法の裁量に任されている行為については、裁量権の濫用または濫用の場合を除いて、司法審査の対象とはならない(裁判例56.47事件、最大判例52.24、熊本訴訟、最大判例37.27)	審査する 裁量の 平定	審査する 裁量の 平定

司法権の限界では、地方議会の議員に対する出解答の処分が司法審査の対象となることを示した**国会議員出解答事件**が重要な判例です。

※1 争訟とは争いごとをいいます。争いごとには争訟と争訟以外の争いがあります。争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いであって、②法令を適用することで終局的な解決ができるものをいいます。

争訟とは争いごとをいいます。争いごとには争訟と争訟以外の争いがあります。争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いであって、②法令を適用することで終局的な解決ができるものをいいます。

大学において、一般市民法秩序との関係が有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除外される。

神田下のイントロ

各項目の冒頭で、ここはどのような項目で、何を学習するところなのかについての指針と本試験での出題状況などを示しています。

神田下のアドバイス



各項目を理解する上での補足、出題傾向に応じた注意点を記載しています。メリハリをつけた学習に活用できます。

語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要なので目を通しておきましょう。

ひっかけ 注意!

本試験で問われやすいひっかけポイントを記載しています。内容を覚える際に非常に有効です。

Advance 2回目に読む

最初に読むときは読み飛ばしてしまい、一通りの学習が終わってから2回目に読み直すときには一緒に読んでもらいたいものを示しています。

条文チェック

本文を読むにあたって一緒に目を通しておくとよい条文を掲載しています。

● アンダーラインとハイライト

本文中で、理解と暗記のために特に重要となる箇所、赤色アンダーラインとハイライト(メインカラーの網を掛けた太字)を付けています。

● 赤色アンダーライン

暗記が必須といえる重要箇所を強調しています。5肢択一式における基本知識の習得に役立てましょう。

● メインカラーハイライト

判例タイトル、固有な名詞にあたる語句などに各編ごとのメインカラーのハイライトで示しています。多肢選択式の空欄に挿入されやすい語句や、記述式の解答に使える語句の確認として使いましょう。

※ 各編(分野)のメインカラー

- | | |
|-----------|------------|
| 第1編 [憲法] | 第4編 [商法] |
| 第2編 [民法] | 第5編 [基礎法学] |
| 第3編 [行政法] | 第6編 [基礎知識] |

とっても便利！ 5冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。そこで、本書は5分冊とし、分解して使うことができるつくりになりました。

第1分冊：第1編 憲法

第2分冊：第2編 民法

第3分冊：第3編 行政法

第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 基礎知識

第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法



コンパクトに持ち歩きたい人：本を分解して使用できる！



全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

みんなが欲しかった！行政書士試験六法

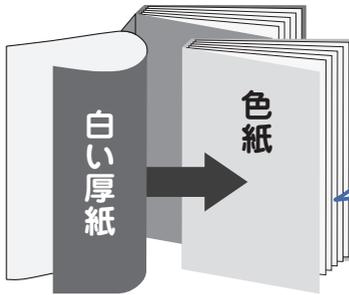
条文そのものを確認する必要があるものを厳選して収録しています。覚える必要があり、また記述式に記載する可能性がある文言は、**赤太字**になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

さらに便利！ シールの活用方法

分冊して使うなら「背表紙シール」で 科目もわかりやすくきれいに!!

本書は、5分冊セパレートBOOK形式!! 分冊したら「背表紙シール」できれいに5分冊に仕上げられます。

▼まずは、白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。



色紙をしっかり持って
ぐいっと引っぺがります!

第1分冊：第1編 憲法
第2分冊：第2編 民法
第3分冊：第3編 行政法
第4分冊：第4編 商法・第5編 基礎法学・第6編 基礎知識
第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとってください。また、抜きとる際の損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

▶取り外した冊子の背表紙に「背表紙シール」を貼ります。

【背表紙シールの貼り方】

- ①付録の背表紙シールを切れ目にそって切り離してください。
- ②点線(…)を背表紙の両端に合わせてください。
- ③取り外した冊子の、のりのあとが隠れるように高さを合わせて貼ってください。

分冊してもわかりやすく
見た目もきれいになります。
使い方はコチラ!



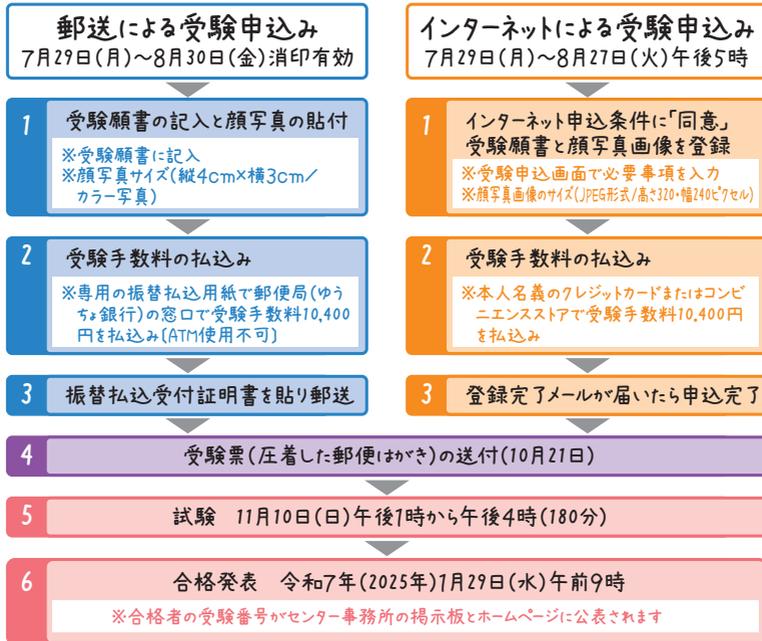
行政書士試験の概要

本試験の実施日程〈令和6年度(2024年)例〉

行政書士試験は、年1回、11月の第2日曜日に、全国47都道府県で実施されます。
令和6年度(2024年)の本試験は下記のようなスケジュールでした。

〈受験申込みから合格発表までの流れ〉

次のどちらかの方法により、受験申込みをします。



受験願書・試験案内は、「窓口で受け取る」方法と、「センターに郵便で請求して郵送してもらう」方法の2通りがあります。
利用できるクレジットカードやコンビニエンスストアは、指定されています。

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、**どなたでも**受験できます。

科目と形式の概要

試験科目	内容等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な 法令等 (出題数46題)	①憲法、②行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、③民法、④商法及び⑤基礎法学	5肢択一式 (40問) 多肢選択式 (3問) 記述式 (3問)
行政書士の業務に関し必要な 基礎知識 (出題数14題)	①一般知識、②業務関連法令、③情報通信・個人情報保護、④文章理解	5肢択一式 (14問)

※ 法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題される予定です。

試験科目は、大きく「**法令(等)**」と「**基礎知識**」の2つに分かれます。
法令はさらに5つに分けることができ、**基礎知識**は4つに分けることができます。

形式は、「**5肢択一式**」「**多肢選択式**」「**(40字)記述式**」の3種類です。

5肢択一式 (単純型) : 1問につき4点

「**5肢択一式**」は、5つの選択肢の中から正しいもの (または誤っているもの) を1つ選んで解答します。

選択肢
は5つ

問題 32 債権者代位権に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、**正しい**ものはどれか。

- 債権者は、債務者に属する権利 (以下「被代位権利」という。)のうち、**債務者の取消権**については、債務者に代位して行使することはできない。
- 債権者は、債務者の相手方に対する債権の期限が到来していれば、自己の債務者に対する債権の期限が到来していなくても、被代位権利を行使することができる。
- 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が動産の引渡しを目的とするものであっても、債務者の相手方に対し、その引渡しを自己に対してすることを求めることはできない。
- 債権者が、被代位権利の行使に係る訴えを提起し、遅滞なく債務者に対し訴訟告知をした場合には、債務者は、被代位権利について、**自ら取立てその他の処分**をすることはできない。
- 債権者が、被代位権利を行使した場合であっても、債務者の相手方は、被代位権利について、**債務者に対して履行**することを妨げられない。

問題を読んで、間違えている箇所や、アヤシ箇所**に印をつけておく**といいでしょ。また、冒頭の「**正しいものはどれか**」「**誤っているものはどれか**」についても、**絶対に見落とさない**ようにしよう。

(令和3年度 本試験問題より)

5肢択一式（組合せ型）：1問につき4点

「5肢択一式」の派生型で、まずア～オなどの5つの選択肢の中から正しいもの（または誤っているもの）を複数個探し、それを正しく組み合わせているものを1つ選んで解答します。

問題 21 規制権限の不行使（不作為）を理由とする国家賠償請求に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、**○**なものの組合せはどれか。

ア 石綿製品の製造等を行う工場または作業場の労働者が石綿の粉じんにはばく露したことにつき、一定の時点以降、労働大臣（当時）が労働基準法に基づく省令制定権限を行使して罰則をもって上記の工場等に局所排気装置を設置することを義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

イ 鉱山労働者が石炭等の粉じんを吸い込んでじん肺による健康被害を受けたことにつき、一定の時点以降、通商産業大臣（当時）が鉱山保安法に基づき粉じん発生防止策の権限を行使しなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

エ 宅地建物取引業法に基づき免許を更新された業者が不正行為により個々の取引業者に健康被害を受けたことにつき、免許更新の時点で「事前」を

1 **ア**・**イ** ○
 2 **ア**・**エ** ○
 3 **イ**・**エ** ○
 4 **イ**・**エ** ○
 5 **ア**・**エ** ○

（令和3年度 本試験問題より）

組合せ型は、5つすべての選択肢の知識を確実に知っていても、確実な知識をもとにした正誤判断と組合せの候補により、正解を出すこともできるので、単純型よりも解きやすいと思われま

多肢選択式：1問につき8点＝1つの空欄につき2点

「多肢選択式」は、4つの空欄に入る適切な語句を、与えられた20の選択肢の中から選んで解答します。

問題 42 次の文章の空欄 **ア** ～ **エ** に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政指導とは、相手方の任意ないし合意を前提として行政目的を達成しようとする行政活動の一形式である。

行政手続法は、行政指導につき、「行政機関がその任務又は **ア** の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求めようとするとき、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」と定義し、行政指導に関する幾つかの条文を規定している。例えば、行政手続法は、行政指導 **ウ** につき、「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」と定義し、これが、**エ** 手続の対象となることを定める規定がある。

行政指導は、一般的には、法的効果をもたないものとして処分性は認められず抗告訴訟の対象とすることはできないと解されているが、行政指導と位置づけられてい

（令和2年度 本試験問題より）

空欄の数は1問に4つ。単語はもちろん、数字も空欄になることがあります。

①空欄に入る用語を…

試験科目と問題数および配点

行政書士試験の試験科目は、次のような問題数、配点で出題されます。

科目		配点	5肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問 <u>122点以上必要</u> 244点	基礎法学	8点	2問		
	憲法	28点	5問	1問	
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問		2問
	商法	20点	5問		
基礎知識* 14問 <u>24点以上必要</u> 56点	一般知識	20点	5問		
	業務関連法令	8点	2問		
	情報通信・ 個人情報保護	16点	4問		
	文章理解	12点	3問		

全体で 180点以上必要
300点

※令和6年度試験における出題内訳

問題数が多く多肢選択式も記述式もある行政法と記述式が2問ある民法とで、法令の8割近くを占めています。この2科目および記述式の攻略が、行政書士試験攻略のキモです。

※令和6年度から「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」（本書では基礎知識と記載）に変更になりました。

合格基準



行政書士試験の合格基準は、非常に明確です。

法令で50%以上、基礎知識で40%以上、試験全体で満点(300点)の60%以上で、合格です。

法令だけで試験全体の60%以上を取っていたとしても、基礎知識で40%以上を取れていない場合は、不合格となります。

受験データ 受験者数、合格者数等の推移

行政書士試験の過去10年の受験者数、合格者数等は、以下のとおりです。

年度	H26年度 (2014年)	H27年度 (2015年)	H28年度 (2016年)	H29年度 (2017年)	H30年度 (2018年)
受験申込者数(人)	62,172	56,965	53,456	52,214	50,926
受験者数(人)	48,869	44,366	41,053	40,449	39,105
合格者数(人)	4,043	5,820	4,084	6,360	4,968
合格率	8.3%	13.1%	10.0%	15.7%	12.7%

年度	R元年度 (2019年)	R2年度 (2020年)	R3年度 (2021年)	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)
受験申込者数(人)	52,386	54,847	61,869	60,479	59,460
受験者数(人)	39,821	41,681	47,870	47,850	46,991
合格者数(人)	4,571	4,470	5,353	5,802	6,571
合格率	11.5%	10.7%	11.2%	12.1%	13.98%

気になる合格率は、低い年で8.3%、高い年で15.7%となっていて、10年間の平均は11.9%くらいです。

ここ7年は、10%を超えるような高い合格率が続いていますが、今後どのように推移していくかは注目が必要です。

受験申込者数は減少傾向が続いていましたが、令和元年度(2019年)は増加に転じ、さらに令和3年度(2021年)も増加傾向が続いています。

なお、平成26年度(2014年)は、現在の試験制度が平成18年度(2006年)に導入されて以来はじめて、補正的措置が実施され、法令科目の合格基準が引き下げられました。

連絡先 (問い合わせ先) 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 (試験専用) 03-3263-7700

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、ざらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

2 行政書士の教科書 本書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できなときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしなが、重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢（問題）ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習**と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格！

CONTENTS

- はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)
セパレートBOOK形式／(9) シールの活用方法／(10)
行政書士試験の概要／(12) シリーズ紹介と活用法／(18)
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／(25)
学習マップ／(26)
科目別ざっくりガイド／(28)
合格するための得点戦略／(32)

第1分冊



第1編 憲法

学習ガイダンス／2

CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	26
3 幸福追求権	31
4 法の下での平等	38
5 自由権	46
6 国務請求権	74
7 参政権	76
8 社会権	79
CHAPTER 3 統治	86
1 国会	86
2 内閣	97
3 裁判所	102
4 天皇	111
5 財政	113

第1分冊 (憲法) 用語さくいん	117
判例さくいん	119



第2編 民法

学習ガイドンス／122

CHAPTER 1 総則	133
1 民法の基本原則	133
2 能力	136
3 失踪宣告	153
4 意思表示	155
5 代理	169
6 条件・期限	190
7 時効	193
CHAPTER 2 物権	208
1 物権	208
2 不動産物権変動と登記	212
3 占有権	226
4 即時取得	232
5 所有権	236
6 用益物権	247
7 担保物権	251
CHAPTER 3 債権	286
1 債権債務関係	286
2 債権の保全	295
3 債権譲渡・債務引受	310
4 債権の消滅	319
5 多数当事者の債権債務関係	332
6 契約総論	351
7 契約各論	362
8 契約以外の債権発生原因	388
CHAPTER 4 親族・相続	406
1 親族	406
2 相続	418
第2分冊 (民法) 用語さくいん	436
判例さくいん	438



第3編 行政法

学習ガイダンス／442

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論	454
1 行政法の基本原理	454
2 公法と私法	457
3 行政組織	465
4 行政行為	478
5 行政行為以外の行政作用	495
6 行政強制・行政罰	509
CHAPTER 2 行政手続法	520
1 総則	520
2 処分	526
3 処分以外の手続	539
CHAPTER 3 行政不服審査法	549
1 総則	549
2 審査請求	554
3 審査請求以外の不服申立て	572
4 教示	577
CHAPTER 4 行政事件訴訟法	581
1 行政事件訴訟の種類	581
2 取消訴訟	588
3 取消訴訟以外の訴訟	611
4 教示	628
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償	631
1 国家賠償請求	631
2 損失補償	643
CHAPTER 6 地方自治法	647
1 地方公共団体	647
2 住民の権利	657
3 地方公共団体の機関	666
4 条例・規則	678
5 公の施設	682
6 国の関与	686

第3分冊 (行政法) 用語さくいん	690
判例さくいん	692

第4分冊



第4編 商法

学習ガイダンス／696

CHAPTER 1 商法	700
1 商法総則	700
2 商行為	708
CHAPTER 2 会社法	714
1 総論	714
2 会社の設立	719
3 株式	730
4 会社の機関	744
5 剰余金の配当	767
6 その他	770

第5編 基礎法学

学習ガイダンス／778

CHAPTER 1 法学	782
1 法律用語	782
2 法の名称	795
CHAPTER 2 裁判制度	799
1 裁判所	799
2 裁判外紛争処理 (ADR)	808

第6編 基礎知識

学習ガイダンス／814

CHAPTER 1 一般知識	820
1 国内の政治	820
2 国際政治	831
3 財政	842
4 経済	852
5 環境問題	863

6	社会保障	868
7	その他	876
CHAPTER 2 業務関連法令		886
1	行政書士法	886
2	戸籍法・住民基本台帳法	899
3	外国人	905
CHAPTER 3 情報通信・個人情報保護		910
1	情報通信用語	910
2	情報公開・公文書管理	921
3	個人情報保護法	926
CHAPTER 4 文章理解		944
1	文章理解	944
第4分冊（商法・基礎法学・基礎知識）用語さくいん		951
	判例さくいん	953

第5分冊



みんなが欲しかった！行政書士試験六法

日本国憲法	1
民法（抄）	9
国家行政組織法	95
行政代執行法	99
行政手続法	100
行政不服審査法	111
行政事件訴訟法	126
国家賠償法	135
地方自治法（抄）	136
行政書士法（抄）	169
個人情報の保護に関する法律（抄）	178

はじめての行政書士試験 スタートアップ講座

本文に入る前に、ここで
行政書士試験のざっくりした
学習内容と重要項目30を
見てみましょう!!



一緒に
がんばりましょう!

学習マップ

行政書士試験の
全科目関係を
一覧にすると
こんな感じ!

憲法や行政法みたいに
国や役所と国民との
間の法律関係を
公法って呼ぶよ!



第1編 憲法

総論

法の下での平等

自由権

受益権

参政権

社会権

⋮

人権

国会



内閣



裁判所



統治

関連
あり

関連
あり

行政組織や
行政法の
基本ルール

第3編 行政法

行政法の一般的な法理論

行政手続法

行政不服審査法

行政事件訴訟法

国家賠償・損失補償

地方自治法



関連
あり

第2編 民法



財産

総則

物権

債権



家族

親族

相続

商人に
ついての
特別な
ルール



第4編 商法



個人商店

商法



株式会社

会社法

第5編 基礎法学

法学

裁判制度

関連
あり

裁判員制度は
基礎法学で
学習するよ!



第6編 基礎知識

一般知識 政治 経済 社会

業務関連法令 行政書士法等

情報通信・個人情報保護

文章理解



統治の条文知識や
行政組織の学習は
一般知識でも
活用できるよ!



時事ネタも
出るよ!

第

1

分冊

行政書士
の
教科書

2025
年度版

みんなが欲しかった!

第1編 憲法

第1分冊

CONTENTS

第1編 憲法

学習ガイダンス／2

CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	26
3 幸福追求権	31
4 法の下での平等	38
5 自由権	46
6 国務請求権	74
7 参政権	76
8 社会権	79
CHAPTER 3 統治	86
1 国会	86
2 内閣	97
3 裁判所	102
4 天皇	111
5 財政	113

第1分冊（憲法）用語さくいん	117
判例さくいん	119

第 1 編

憲法

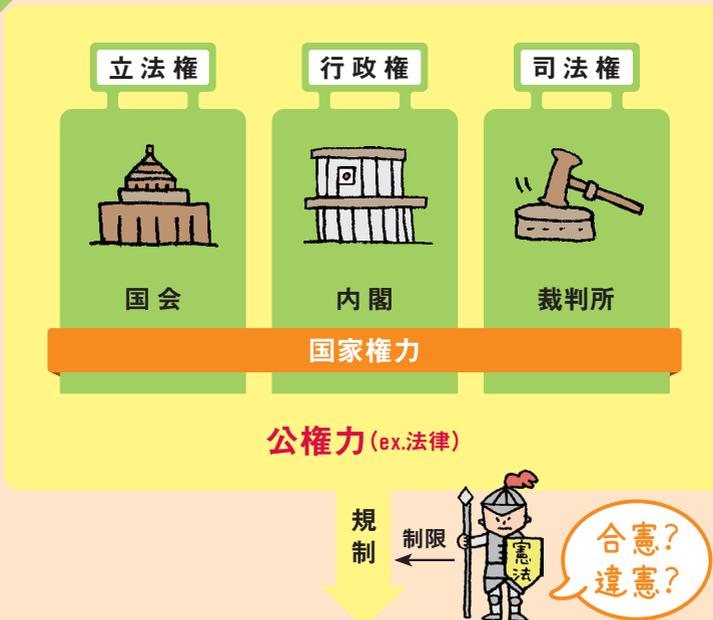


憲法

学習 ガイド

憲法とは、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限する内容のルールです。まず、①憲法とは何かという総論から始めて、②憲法が目的としている人権保障について、③そのための手段にあたる国家統治の仕組みについて、という順番で学習していきます。

全体像



〇〇の自由 = 憲法で保障される人権

このリンゴを
売りたい!



好きな本を
書きたい!



CHAPTERの特徴

CHAPTER 1 総論

憲法

自由の基礎法

人権を尊重するルール

制限規範

国家権力を制限するルール

最高法規

国の最高位に位置するルール

憲法とはどのようなルールなのか、なぜ憲法が必要なのか、憲法の基本原理とは何かを学びます。

SECTION ① 憲法の意味

自由の保障



憲法

権力を制限

憲法は、国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限することを内容としたルールです。その憲法の特徴について学習します。

SECTION ② 憲法の基本原理

人権尊重

憲法

国民主権

平和主義

人権の尊重を目的とし、平和主義の下、国民主権による政治を行うことが憲法の基本原理です。ここでは、憲法の三大原理や憲法改正の手続について学習します。

CHAPTER 2 人権

公権力(ex法律)

規制

〇〇の自由



憲法違反にならないの？

国民に保障された人権が公権力から規制を受ける場合、その規制が許されるかどうかを学習します。判例の結論を押さえながら、①国民にはどんな人権があり、②その制約は合憲か違憲かを見ていきましょう。

SECTION

1 憲法の意味

このSECTIONで学習すること

1 憲法とは

憲法ってどんなルールなの？

2 憲法の最高法規性

もし法律の規定が憲法に違反していたら、その法律はどうなるの？

3 三権分立

立法権は国会
行政権は内閣
司法権は裁判所 } で担当

4 条文・判例の表記

憲法や法律の条文は条・項・号という文字を使って箇条書きになっているよ

問題集で確認! ▶▶ 001



1 憲法とは

重要度 ★★★

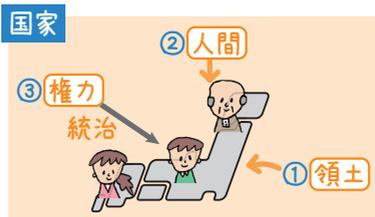
憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。← **神田Tのアドバイス①**

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布^{*1}、1947年5月3日施行^{*2})という名前がつけられています。

憲法とはどのようなルールであるかについて見てみましょう。

板書 憲法とは

国家 …①**領土**があって、②**人間**が暮らしていて、
③**権力**で統治されているコミュニティ



国家を統治するには**権力**が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓ **しかし**

権力者は権力を**濫用**しがちで、歯止めをかける必要があるから、**憲法**を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

↓ **つまり**

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、**国家権力を制限するルール(制限規範)**といえる

神田Tのアドバイス②

神田Tのイントロ

憲法の定義自体が試験で頻出というわけではありませんが、これから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を把握しましょう。

神田Tのアドバイス①



憲法典という文章の形式をとっているかどうかで憲法を定義することは「形式的意味の憲法」と呼ばれます。イギリスのように憲法はあっても成文の憲法典は持っていない国もあります。

語句 ※1

公布

制定されたルールを国民に知らせること。

語句 ※2

施行

制定されたルールの効力が発生すること。

神田Tのアドバイス②



憲法典という文章の形式をとっているかどうかではなく、内容が憲法といえるかどうかで憲法を定義することは「実質的意味の憲法」と呼ばれます。その中でも、権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

2 憲法の最高法規性

ほうき

重要度 ★★☆☆

神田Tのイントロ

I 憲法と法律の上下関係

世の中には民法や刑法などの**法律***1というルールもあります。ただし、憲法が国の最高位に位置するルールであるため、国家権力が法律を作るとしても、憲法の規定に違反することはできません。

憲法と法律の上下関係について見てみましょう。

板書 最高法規*2

憲法と法律には上下関係がある

法律は憲法に適合する内容でなければならない



憲法が法律よりも上位の概念であるということの意味を確認しておきましょう。

語句 ※1

法律

法律は社会秩序を守るためのルールです。国会によって制定されます。

…法律の改正は国会だけで行えますが、憲法の改正には国民投票が必要です。

条文チェック ※2

憲法98条では、憲法は、国の最高法規であって、憲法の規定に反する法律、命令、詔勅、国務に関するその他の行為は効力を有しないことが規定されています。ここに条約が書かれていないことから、条約が国内で適用されるときに憲法との上下関係が問題となりますが、憲法の方が条約よりも優位すると考えられています。

神田Tのアドバイス①



例えば、憲法では「平等」であることが保障されていますので、不合理な差別を内容とする法律は、憲法に違反し、無効とされます。

II 憲法尊重擁護義務

ようご

憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定されています。これは国家権力の側にいる者に憲法を尊重し擁護する義務を負わせたものであり、国民にもそのような義務を負わせる条文ではありません*3。

ひっかけ 注意! ※3

「国民も憲法を尊重し擁護する義務を負う」と明文で規定されている」として誤りとするパターンに注意。

3 三権分立 ぶんりつ

重要度 ★★★

権力は一極に集中させると濫用されるおそれがあるため、権力は分立させた方がよいと考えられています。

具体的には、国家権力を①立法権、②行政権、③司法権に分け、それを①国会、②内閣、③裁判所が担当するものとされています。

神田Tのイントロ

国会・内閣・裁判所の仕組みは、CHAPTER 3「統治」で学習します。

4 条文・判例の表記

重要度 ★★★

I 条文の表記

憲法や法律の規定は簡条書きになっており、「憲法13条」などのように、「条」によって区分して表記されています。また、その「条」の中をさらに区分するときには、「項」や「号」を使用します。← 神田Tのアドバイス

条・項・号といった条文表記の仕組みについて見てみましょう。

神田Tのイントロ

本格的に法律の学習に入る準備として、条文表記と判例表記の仕組みを見ておきましょう。



改正による場合、〇〇法98条の次に改正で新設された条文を追加するときに、「99条ではなく、「98条の2」という枝番形式にして、後ろの条文番号がずれないようにする手法もあります。

板書 条・項・号

例えば、憲法22条2項といわれたら、オレンジ色の文字の部分を見ます。

憲法22条

1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2項 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

普通の簡条書き

- 1. (1)① ……
- ② ……
- (2) ……
- 2. ……
- 3. ……



法律の条文

- 1条1項1号 ……
- 1条1項2号 ……
- 1条2項 ……
- 2条 ……
- 3条 ……

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2025年度版 みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日 2024年12月12日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11472P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。